

海外認証申請代行依頼書

(中国 CCC 目録外製品登録又は中国 CCC 強制的製品認証免除申請用)

*JET 記入欄

受付番号：	
受付年月日：	年 月 日

一般財団法人 電気安全環境研究所
ビジネス推進部 国際業務グループ 殿

依頼社名
住 所
氏 名

印

☐ 中国 CCC 目録外製品登録

☐ 新規申請

☐ 再申請 (同じ税関及び申請者、同じ製品の場合)

☐ 目録外登録レポートの再申請：前回登録番号：_____)

目録外登録の理由：_____

目録外申請予定の製品名、モデル名及び定格値 (電圧等)：_____

目録外登録製品の適用規格 (国際規格、企業規格、業界規格等)：_____

製品技術資料 (仕様書、取扱説明書、写真・図面) を提出して下さい。

目録外定義レポートの有効期限：

☐ 一般貿易の通関 15 日

☐ 来料加工貿易の通関：☐ 30 日有効 【重複 5 回使用可能】

☐ 90 日有効 【重複 20 回使用可能】

☐ 180 日有効 【重複 40 回使用可能】

☐ 中国 CCC 強制的製品認証免除取得：

免除理由：

☐ 科学研究、試験所で必要とされる製品

☐ 技術的評価を行なう為に、導入された生産ラインの部品

☐ 直接最終ユーザーが使用している製品の修理を目的とした製品

☐ 工場の製造ライン/製造ラインユニットの組立てに必要な設備/部品 (事務用品は含まない)

☐ 商業展示のみに用いられ、販売されない製品

☐ 一時的に輸入され、後日返却される製品 (展示品を含む)

☐ 完成品の全数輸出を目的とした一般貿易方式の輸入部品

☐ 完成品の全数輸出を目的とした原料輸入、もしくは原料輸入委託加工貿易方式の輸入部品

☐ その特殊用途の為、強制認証が免除される状況。

☐ 輸入届出登録

☐ 塗料登録

☐ 製造設備の輸入設備登録

☐ 電池製品届出登録

☐ 中国機電製品輸入許可

☐ セット設備登録

☐ 中古機電製品登録

☐ その他 (依頼内容：_____)

申請の流れ：

Step 1. 予備段階：以下の情報に基づいて、申請可否、申請内容を確認

- ・ 製品名、製品の仕様
- ・ 通関予定地
- ・ 現地受け取り人住所
- ・ HS コード
- ・ 正式見積を依頼社に連絡

Step 2. 受理段階：

JET(日本)→依頼者：必要資料、追加情報の確認連絡、申請情報の確認、申請を提出

JET(現地)→受理機関【総局】：資料内容の確認、申請を Web データを入力し提出する

Step 3. 現地申請者の資料提出

JET(現地)→申請者：申請フォームに捺印、登記簿等申請に係る資料の入手確認

JET(現地)→受理機関(地元局)：申請資料を提出し、審査を受ける及び申請中のフォロー

Step 4. 成果物発行

注意：

Step 2 の段階で、申請を取り下げる場合、業務調査依頼として 36,000 円を請求させていただきます。

Step 3 の段階で、申請を取り下げる場合、申請代行手数料の基本費用及び現地調査料金を請求させていただきます。

申請中に、HS コード番号の調査依頼等が発生する場合、HS コード番号毎に業務調整費用 12,000 円を発生しますので、予めご注意ください。

記

1.	製品名 Product Name		HS Code:	
※注意：中国通関時に実際使用する HS コード番号により申請内容を変えます。また、HS コード番号毎にご依頼内容の申請を行う為、異なる HS コード番号を申請した場合、許可漏れなどを生じますので、予め正しい HS コード番号を記入し、依頼するようにお願い致します。				
2.	型番 Type			
3.	定 格 Rating			
適用規格 Standard				
輸入数量 Qty			申告総金額	
4.	申請社名(中国現地法人)、			
住所				
住所				
(受取人と申請者が異なる場合)				
中国連絡担当者名：			Tel：	
Fax：			E-mail：	
申請社(受取人)中国輸出入検疫機関に届ける際の登録番号(检验检疫备案登记号)：				
CCC 目録外製品を輸入する理由：				
CCC 強制的製品認証免除申請理由：				
輸出予定港・空港			輸入予定港・空港	
船積予定期間：				
以下の資料添付して下さい：				
通関書類或いは輸入通関予備書類コピー： 輸入取引契約書コピー、貨物引渡書のコピー、船積帳票： Commercial Invoice、 Packing List、Waybill 等のコピー				

技術資料（例：第3者機関の試験レポート）或いは製品の説明書、製品の写真、カタログ、図面等			
1. 【申請社登録簿コピーを添付】			
代行費用の請求先、郵送先		依頼人の連絡担当者：	
社名		氏名	
住所		Tel	
責任者		Fax	
Tel		E-mail	

海外認証取得申請代行依頼に関するお客様了承事項

一般財団法人電気安全環境研究所 ビジネス推進部
国際業務グループ

下記海外認証取得申請代行依頼お客様了承事項に関して

☐ 同意します。 ☐ 同意しません(理由: _____)

年 月 日

御社名: _____ ご署名: _____

1. 依頼内容について

JET は海外認証申請代行依頼書(以後、代行依頼書とする)の記載事項をお客様からの依頼内容とします。但し、依頼内容確認後にお受けできない場合があります。関係する海外認証機関が定める認証に関わる決定事項、認証手順などに合致していない場合はお受けできませんので、ご了承をお願いします。

2. 申請内容の確認について

JET は、お客様から提出して頂いた代行依頼書及び申請に関わる資料の内容を、お客様とともに確認致します。内容について誤りがございましたらJET担当者までご連絡ください。

代行依頼書及び申請に関わる資料の内容は、海外認証機関が発行する認証書へ直接反映されますので非常に重要です。確認後に問題が生じた場合の結果については、お客様の責任事項として頂き、JET は責任を負いかねますので、ご了承をお願いします。

3. 申請内容の変更について

代行依頼書及び申請に関わる資料の内容を JET とお客様で確認後に、やむを得ずこれらの記載内容をお客様が変更する場合は、申請内容が変更されたものとみなし、追加費用を申し受けます。ただし、海外認証機関正式受理後の変更は、海外認証機関で受理していただけないので原則お受けできませんので、ご了承をお願いします。

4. 代行依頼書及び申請に係わる訂正 及び差し替えについて

JET は、申請初期段階において変更する内容が次の場合は訂正事項とし、申請内容の変更とは致しません。

- 1)申請者名、住所、などの誤った記載
- 2)技術書類などの提出物におけるタイプミス

訂正及び差し替え事項が発生した場合は、速やかに訂正内容(訂正の前後)及び差し替え事項を詳述した書類及び訂正された書類を提出してください。

但し、ご申請から時間が経過しますと、訂正できませんので、ご注意下さい。

5. 料金と支払い条件について

海外認証申請代行に関する費用は、お見積書によりお知らせ致します。基本料金は、代行依頼書及び申請に関わる資料の確認後に、前納金請求書をお送りしますので料金の納付をお願いします。その他の費用は、代行申請終了後請求申し上げます。但し、ご依頼の進捗の状況により、試験、認証などが長期にわたる場合、あるいは立替え費用が高額に上る場合には、途中で精算をお願いする場合があります。

6. JET で行う試験について

お客様が代行依頼に加え、海外認証取得を目的とした予備試験を JET に依頼することも可能です。その場合には、JET での試験結果は予備試験結果として、海外認証機関の認証に活用されるものとなりますが、適合性試験に関わる最終的な認証の決定は海外認証機関により行われます。

7. 料金のお支払いについて

JET からの請求書を受領後、請求書の発行日から2ヶ月以内にお支払いをお願いします。

8. 申請途中でのキャンセルについて

JET が代行依頼書を受付後、お客様の都合により申請を取り下げの場合にはキャンセル料金が発生致します。また、キャンセルに関する料金には、海外認証機関による料金も含まれますので、ご了承をお願いします。

9. サンプルの送付について

関係する試験認証機関から試験サンプルを要求された場合、お客様から直接にその認証試験機関へお送りいただきます。サンプル送付代金はお客様にて負担していただきます。やむを得ない事情で JET がお客様に代わりサンプルを送付する場合、JET が利用している運送会社を通じて送付し、サンプル送付及び通関手数料等の諸経費を含めた代金を後日お客様に請求致します。サンプルが発送途上で破損し、或いは仕向国の通関を通過できない場合、JET はその責任を負いませんので、ご了承をお願いします。

10. 納期について

認証書の納期につきましては、お客様のご要望に対し万全を期しておりますが、海外認証機関の諸事情による遅れについては、JET はその責任を負いませんので、ご了承をお願いします。

11. 未認証品の出荷、製造開始について

JET は、認証申請しているお客様の製品に関し、製造、製品出荷のタイミングについての指示及び助言はできません。正式に認証されていない状態でその製品が仕向地へ出荷され、通関できない場合には、JET はその責任を負いませんので、ご了承をお願いします。

12. 認証の権限について

認証の権限及び決定権は海外認証機関が有し、JET はその海外認証機関の認証のルールに基づいた判断を尊重致しますので、ご了承をお願いします。

13. 認証書の内容確認について

お客様が、JET から認証書内容の確認要請を受けた場合には、記載事項を速やかにご確認下さい。なお、記載事項に訂正がある場合には、指定の期日内にご連絡ください。指定の期日内に訂正のご連絡が無い場合には、お客様が認証書内容を了承されたものとなりますので、ご了承をお願いします。

14. 異議申立て

JET の試験業務及び申請代行業務に関するお客様からの異議又は苦情は、文書により提出してください。JET は異議又は苦情の内容を調査し、その結果を必要に応じ文書により回答させていただきます。但し、お客様が海外認証機関の決定及び判断を不服とし、又は認証内容に関する異議申し立てを行う場合には、JET は介入できませんので、ご了承をお願いします。

15. 依頼が長引く場合

JET が代行依頼書を受領し、更に関連資料の提出を要請したにもかかわらず、お客様より必要な資料の提出がなく、また状況の連絡がないまま進展が見られない場合には、受付日から3ヵ月後を目処に、お客様の依頼を取り下げさせていただくことがありますので、ご了承をお願いします。また、このようなことが予想される場合には事前にご連絡ください。

16. 依頼の終了確認

JET は、代行依頼に関わる当該業務が終了し、これらの費用の請求書をお客様へ送付し、入金が確認された時点で、お客様の代行依頼が完了したものと致します。

17. 守秘事項

JET は、お客様がお申し込みになった申請代行業務を通じて知り得た情報は、他に漏らすことはございません。

18. お客様ご了承事項に対する同意

上記「2. 申請内容の確認について」に記載の行為で問題が無い場合には、お客様から本了承事項への同意を頂いたものとし、正式な依頼とさせていただきます。

以上

注意：免除申請、目録外登録、設備登録について、中国側へ提出する申請フォーム及び委任状は、輸入地によって、異なる為、別途連絡致します。